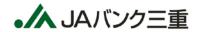


商品概要説明書

住宅ローン(無担保型)

(令和2年4月1日現在)

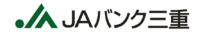
商品名	住宅ローン(無担保型)		
	〇次に該当する方。		
	・JAの正組合員の方。		
	・正組合員以外でJA管内に居住する方。		
	なお、融資対象物件を取得後、JA管内に居住する場合もお申込みいただくことができます。		
	〇お借入時の年齢が満20歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が 満80歳未満の方。ただし、最		
	終償還時の年齢が 満 76 歳以上 80 歳未満となる給与所得者の方は、20歳以上の子供を連帯保証		
	人としていただきます。		
ご利用いただける方	〇給与所得者の場合は、前年度税込年収が200 万円以上ある方。		
こが用いただける力	〇農業者(認定農業者・認定就農者・第1種兼業農家)の場合は、前年度税引前所得が150万円以上		
	ある方。		
	〇自営業者(農業者除く)の場合は、前年度税引前所得が350万円以上ある方。		
	〇原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方。 なお、公務員ならびに医師、弁護士、公		
	認会計士の場合は、勤続(または営業)年数が1年以上の方。		
	〇団体信用生命共済に加入できる方。		
	〇JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。		
	〇その他JAが定める条件を満たしている方。		
	〇ご本人が常時居住するための住宅または住宅および土地で、ご本人が所有(ご家族との共有を含		
	む。) するものを対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。		
資金使涂	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)		
英亚 (大)	②住宅の増改築・改装・補修		
	③他金融機関から借入中の住宅資金の借換えおよび借換えとあわせた増改築・改装・補修		
	④上記①~③に付随して発生する費用		
借入金額	〇10 万円以上 500 万円以内とし、1 万円単位とします。		
	ただし、所要金額の範囲内とします。		
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、JAの融資窓口へお問い合		
	わせください。		
返済比率	〇年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得) に対する割合が次の範		
	囲内とします。		
	【給与所得者および農業者】		
	·税込年収 150 万円以上 250 万円未満······ 30 %以内		



	・税込年収 250 万円以上 550 万円未満・・・・・・ 35 %以内
	·税込年収 550 万円以上······· 40 %以内
	【自営業者】
	・税引前所得 350 万円以上 400 万円未満・・・・・ 25 %以内
	・税引前所得 400 万円以上 550 万円未満・・・・・ 35 %以内
	·税引前所得 550 万円以上······ 40 %以内
	※年間元利金ご返済額には、本ローンの年間元利金ご返済額のほか、他の借入金のご返済額も加えるも
	のとします。
	※連帯債務者がいる場合、税込年収ならびに年間元利金ご返済額を全額合算し、ご返済比率を算出する
	ことができます。
	〇3年以上 30 年以内とし、1か月単位とします。
借入期間	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせくだ
	さい。
	〇次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定金利選択型】
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・ 10 年)をご選択いただきます。選択した固定金
	利期間によってお借入利率は異なります。
	お借入時の利率は、毎月決定し、JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。
	固定金利期間終了時に、お申し出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできま
	すが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借
	入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選
	択のお申し出がない場合は、変動金利に切替わります。
	【変動金利型】
借入利率	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライ
	ムレート/住宅ローンプライムレートⅡ型)により、年2回見直しを行い、4月1日および 10 月
	1日から適用利率 を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基
	準日までに基準金利 (長期プライムレート/住宅ローンプライムレートⅡ型) が年 0.5 %以上
	乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライ
	ムレート/住宅ローンプライムレートⅡ型)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済
	日の翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	〇利率は店頭に掲示します。
	〇元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)もしくは元利均等返
返済方法	済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式
	(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年2回の特定月に増



	額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50 %以内 、10 万円						
	横して返済する方式。特定方指領返済による返済元並総領は、お自八並領の 30 90以内 、10 万円 単位です。)のいずれかをご選択いただけます。						
	単位です。)のいすれがをこ選択いただけます。 ○元利均等返済において、変動金利型(新償還額方式)の場合、お借入利率に変動があった場合						
		でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご					
	返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といた						
	しますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括 、						
40 /D	返済していただきます。						
担保	〇不要です。 〇 - 4 - 6年ウナス四三世界日						
保証人	〇JAが指定する保証機関(一般社団法人三重県農業信用保証センター)の保証をご利用いただき						
	ますので、原則として保証人は不要です。						
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
	保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.28%~0.37%の範囲内となります。						
	①一括払い						
	ご融資時に一括して保証	料をお支払いいただ	きます。				
	【例】お借入額 300 万円あたりの一括支払保証料 (保証料率:年 0.37%)						
保証料	お借入期間	10 年	20 年	30 年			
	概算保証料	60, 499 円	129, 511 円	206, 858 円			
	②分割払い						
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。						
	また、分割払いをご選択いただいた場合は、ご融資時に一律保証料として 30,000 円をお支払い						
	いただきます。						
	〇JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。						
	なお、共済掛金はJAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利						
	率は下表記載の加算利率分高くなります。						
	団体	団体信用生命共済名		加算利率			
団体信用生命共済	団体信用生命共済(特	団体信用生命共済(特約なし)		なし			
	長期継続入院特約付団体信用生命共済		あり	Ŋ			
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済						
	さい。						
	 ○ご希望により「a★疾症補	信保除」にご加えい	ひただけます ご利日		入利率に以下		
9 大疾病補償保険	〇ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下 の利率が加算されます。						
	の利率が加算されます。 加算する利率はJAによって異なりますので、 詳しくはJAの融資窓口までお問い合わせくだ						
	さい。						



	○次の手数料が必要となります。なお、手数料はJAによって異なりますので、詳しくはJAの融			
	資窓口までお問い合わせください。			
	・融資実行手数料			
手数料	・一部繰上返済手数料			
	・全額繰上返済手数料			
	・条件変更手数料			
	・取扱手数料(固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合)			
	〇苦情処理措置			
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、お申込みいただきました			
	JAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適			
	切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。			
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けておりま			
	す。			
苦情処理措置および	○紛争解決措置			
紛争解決措置の内容	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。「お申込みいた			
	だきましたJA」または「JAバンク相談所」にお申し出ください。			
	・愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777)			
	・民間総合調停センター(大阪府)※			
	※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。			
	詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。			
	〇お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただき			
	ます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承く			
その他	ださい。			
	〇印紙税が別途必要となります。			
	〇現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い合わせください。			